

名護市入札における最低制限価格に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市契約規則（昭和48年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する請負工事等におけるダンピング、粗雑施工等の発生防止を図ることにより公共工事の適正な執行を確保するため、入札における最低制限価格に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の対象工事等)

第2条 入札における最低制限価格を設定する対象は、競争入札を行う全ての建設工事並びに調査、測量、設計及び工事管理の業務委託とする。

(最低制限価格の範囲)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算定する。ただし、特別な案件に係る最低制限価格については、契約ごとに最低制限価格の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

区分	最低制限価格の範囲	算定方式
建設工事	予定価格の70パーセント以上。ただし、右欄の算定によって得られる額が70パーセントを下回る場合にあっては70パーセントを下限とする。	次の①から④までによって得られる額の合計額に「1.000」から「1.005」の範囲内の値を乗じた額 ① 直接工事費の額に10分の10を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額
委託業務		次の(1)から(7)までに掲げる業務の区分によって得られる額の合計額に「1.000」から「1.005」の範囲内の値を乗じた額 (1) 測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 (2) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務） ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の7.5を乗じて得た額

		(3) 建設コンサルタント業務（土木関係） ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額 (4) 地質調査業務（磁気探査業務含む。） ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の8を乗じて得た額 (5) 現場技術業務 ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額 (6) 補償関係コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額 (7) 建設関連維持管理業務 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
--	--	--

（最低制限価格の公表）

第4条 最低制限価格は、入札場所において、落札者を決定した後、速やかに公表する。

附 則（平成16年4月23日告示第38号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年4月21日告示第46号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の名護市入札における最低制限価格に関する要綱に基

づき設定された最低制限価格（この要綱の施行の日前に決裁されたものに限る。）については、改正後の名護市入札最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年8月13日告示第77号）

この要綱は、平成20年8月14日から施行する。

附 則（平成20年9月11日告示第83号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年9月11日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の名護市入札における最低制限価格に関する要綱に基づき設定された最低制限価格（この要綱の施行の日前に決裁されたものに限る。）については、改正後の名護市入札最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年5月26日告示第63号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の名護市入札における最低制限価格に関する要綱に基づき設定された最低制限価格（この要綱の施行の日前に決裁されたものに限る。）については、改正後の名護市入札最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日告示第74号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の名護市入札における最低制限価格に関する要綱に基づき設定された最低制限価格（この要綱の施行の日前に決裁されたものに限る。）については、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月27日告示第124号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年10月17日から施行する。

附 則（平成24年3月6日告示第20号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の名護市入札における最低制限価格に関する要綱に基づき設定された最低制限価格（この要綱の施行の日前に決裁されたものに限る。）については、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月22日告示第11号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の名護市入札における最低制限価格に関する要綱に基づき設定された最低制限価格（この要綱の施行の日前に決裁されたものに限る。）については、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日告示第61号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の名護市入札における最低制限価格に関する要綱に基づき設定された最低制限価格（この要綱の施行の日前に決裁されたものに限る。）については、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月23日告示第126号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和元年8月1日以降に指名通知を行う入札に係る契約から適用する。

（経過措置）

- 2 令和元年8月1日前に指名通知を行う入札に係る最低制限価格の設定は、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月29日告示第116号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年6月1日前に指名通知を行う入札に係る最低制限価格の設定は、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月21日告示第172号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に指名通知を行う入札に係る最低制限価格の設定は、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月11日告示第97号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 14 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に入札公告又は指名通知（公募型指名競争入札にあってはその公告）を行う入札に係る最低制限価格の設定は、改正後の名護市入札における最低制限価格に関する要綱第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。